

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	名古屋電機工業株式会社
【英訳名】	NAGOYA ELECTRIC WORKS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 服部 高明
【本店の所在の場所】	名古屋市中川区横堀町1 - 36
【電話番号】	052(443)1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中村 昭秀
【最寄りの連絡場所】	愛知県あま市篠田面徳29 - 1
【電話番号】	052(443)1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中村 昭秀
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 株式会社に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円 総額 349,972,620円
- ロ 効力発生日
2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第20条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、服部高明、中村昭秀、本多正俊、川浦久幸、河本芳一、鬼頭達史、赤澤義文及び佐藤友子の8氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	44,490	3,366	-	(注)1	可決 92.96
第2号議案 定款一部変更の件	47,690	166	-	(注)2	可決 99.65
第3号議案 取締役8名選任の件					
服部 高明	44,361	3,495	-	(注)3	可決 92.69
中村 昭秀	44,382	3,474	-		可決 92.74
本多 正俊	44,365	3,491	-		可決 92.70
川浦 久幸	44,379	3,477	-		可決 92.73
河本 芳一	44,401	3,455	-		可決 92.78
鬼頭 達史	44,281	3,575	-		可決 92.52
赤澤 義文	44,346	3,510	-		可決 92.66
佐藤 友子	44,385	3,471	-		可決 92.74

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上